

美作市障がい福祉計画（第3期計画）

2012～2014 年度

岡山県美作市

目 次

I	美作市障がい福祉計画の基本理念等	福 3
1	計画策定の背景	福 3
	(1) 法令の根拠	福 3
	(2) 計画策定の背景と趣旨	福 3
2	基本理念	福 4
	(1) 自己決定と自己選択の尊重	福 4
	(2) 仕組みの統一と三障がいの制度の一元化	福 4
	(3) 地域生活移行及び就労支援	福 4
3	目的及び特徴等	福 5
	(1) 訪問系サービスの保障	福 5
	(2) 日中活動系サービスの保障	福 5
	(3) 地域生活への移行の推進	福 5
	(4) 一般就労への移行の推進	福 5
4	共同社会の実現へむけて ～ニーズへの取り組み～	福 5
	(1) 支援の充実にむけて	福 6
	(2) 相互理解・社会参加にむけて	福 6
	(3) 取組みが遅れている障がいに対する支援にむけて	福 6
	(4) 災害時に要援護者を支える体制づくりにむけて	福 7
	(5) 権利擁護の充実にむけて	福 7
II	第2期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）	福 8
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	福 8
2	福祉施設利用者の一般就労への移行	福 8
3	美作市独自の数値目標を設定	福 9
III	指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 11
1	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な	

量の見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス	福 11
(2) 日中活動系サービス	福 12
(3) 居住系サービス	福 16
(4) 指定相談支援	福 17
IV 指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等	福 19
V 美作市地域生活支援事業の実施に関する事項	福 20
(1) 実施する事業の内容	福 20
VI 美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	福 24
VII 美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	福 24

I 美作市障がい福祉計画の基本理念等

1 計画策定の背景

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」である「美作市障がい者計画」を踏まえ、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

(2) 計画策定の背景と趣旨

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会の実現を理念とし、障がい福祉サービスの再編を目的とした障害者自立支援法（以下「自立支援法」といいます。）が平成18年に施行されて6年が経過しました。この間、様々な課題が浮き彫りとなり、国においては度重なる対策が講じられてきましたが、平成21年12月に設置された「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」における検討を踏まえ、同法に代わる新たな制度の制定が平成25年度を目途に方向付けされているところです。

また、障害者の権利に関する条約の締結のための国内法の集中的な改革の取組みの中で、その基本法である障害者基本法が平成23年8月に一部改正され、平成23年6月には障がいのある人の権利擁護を目的とした「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）が公布され、平成24年10月の施行に向けて準備が進められています。

現在、国においては新たな制度の検討が進められているところですが、新しい制度に移行するまでの間、障がいのある人の地域生活を支援するために、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）が公布され、自立支援法等の一部が改正されました。

美作市では、自立支援法に基づき、平成19年3月に策定した「美作市障がい福祉計画（2006～2008年度）」（以下「第1期計画」といいます。）の後継計画として、平成21年度から平成23年度までを期間とする「美作市障が

い福祉計画（2009～2011年度）」（以下「第2期計画」といいます。）を策定し、各年度における障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策を定めているところです。

このたび、第2期計画の計画期間が終了することから、これら法改正の内容とこれまでの計画の進捗状況や課題を踏まえて、数値目標を再度設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの各年度における障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策を定めるため、「美作市障がい福祉計画（2012～2014年度）」（以下「第3期計画」といいます。）を策定することとしました。

2 基本理念

障がいのある人もない人も地域の一員として、共に質の高い生活をする社会を目指した計画とします。

(1) 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 仕組みの統一と三障がいの制度の一元化

障がい福祉サービスに関し、実施主体について市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい（発達障がいを含む）者等に対するサービスの充実を図り、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均衡化を図ります。

(3) 地域生活移行及び就労支援

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサー

ビス拠点づくり、NPO（注1）等によるインフォーマルサービス（注2）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

（注1）NPO ……法人格を持った民間の非営利組織団体

（注2）インフォーマルサービス……行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。

3 目的及び特徴等

(1) 訪問系サービスの保障

障がいのある人に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、市内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるよう取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービスの保障

障がいのある人に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）が受けられるよう取り組みを進めます。

(3) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図り、地域でのひとり暮らしを支援します。また、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

(4) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の活用により、地域での職業的な自立を目指している人や福祉施設を利用している人の一般就労への移行を進めるとともに、雇用の場の拡大を促進します。

4 共同社会の実現へ向けて ～ニーズへの取り組み～

障がいのある人が安心して地域で暮すためには、上記の福祉サービスの充実をすすめるとともに、支援体制の充実、相互理解の啓発、社会参加の促進など、地域全体で

障がい者を支える取り組みがもとめられています。

(1) 支援の充実にむけて

障がいのある人が、将来にわたり地域で安心して暮すために、福祉サービスの利用、住まいの場の提供、インフォーマルな支援など、様々な支援が効果的に活用されるよう情報提供に努め、包括的な支援を行います。また、自立支援法の改正により、地域の相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの設置が求められており、設置に向けた研究、検討を行います。(相談支援の充実)

障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの部位や程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因により異なります。幼児期、学齢期、青年期など成長の節目を安心して越えるために、ライフサイクルを通して支える仕組みが重要であり、一貫した支援ができるよう、関係者のネットワーク化を進めます。このため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる勝英地域自立支援協議会の充実に努めます。(関係機関との連携強化)

(2) 相互理解・社会参加にむけて

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりをすすめるために、子育てから教育、就労、地域などあらゆる分野と連携して、障がいの正しい理解と啓発を進めます。

(障がいの理解啓発)

また、当事者の生きがいや仲間づくりを進めるために、障がい者団体、親の会が活性化し、活動が広がるように支援します。(障がい者団体、親の会のつながり)

(3) 取組みが遅れている障がいに対する支援にむけて

取組みが遅れているとされている、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、重度障がいについて関係機関との連携の上、各障がいに対するサービス支援の充実を推進します。(取組みが遅れている障がいに対する支援)

発達障がいについては、自立支援法及び障害者基本法の改正において、精神障がいに含まれることが明記され、急務となっている支援体制の整備についての検討を行います。(発達障がい者の支援)

(4) 災害時に要援護者を支える体制づくりにむけて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明約2万人を数える大災害となりました。地震や風水害などから障がいのある人などの要援護者の人命を守るため、要援護者マップの作成など、平素からの日常的な支え合い体制づくりを進めます。また、災害時に要援護者を支援する福祉避難所の設置について調査・研究を行います。(災害時の要援護者の支援)

(5) 権利擁護の充実にむけて

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分で適切な支援を受けることが困難な人に対し、代理権や同意権が行使できる成年後見制度の利用や、金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の利用について普及・啓発を行います。(成年後見制度等の普及)

家庭、事業所、施設などで潜在するとされる障がいのある人に対する虐待については、虐待の定義を周知するなど未然の防止に努めます。また、早期発見の取組み、発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止について定めたマニュアルを策定するとともに、関係機関との連携強化を図る組織作りや、「虐待防止センター」の設置についても検討を行います。(虐待の防止)

II 第2期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	数 値	備 考
基礎数値	79人	平成17年10月1日の施設入所者
実績	66人	平成23年10月1日の施設入所者
	11人 (13.9)	平成23年10月1日までの地域生活移行者
見込みと目標	61人	平成26年度末の施設入所者
	18人 (22.8)	平成26年度末までの削減数
	25人 (31.6)	平成26年度末までの地域生活移行者

※ （）内は基礎数値に対する比率(%)

第2期計画では、平成17年10月から平成23年度末までに、地域生活に移行する者の目標値を8人としていました。平成23年10月1日までの地域生活移行者数は11人で、137.5%の達成率となっています。

引き続き、施設入所者の地域生活の移行を支援し、平成26年度末までに累計で25人が地域生活へ移行し、施設入所者数を基準年月（平成17年10月）の施設入所者数から20%以上減少することを目標とします。

地域生活への移行のための方策

現在の施設入所者等のグループホーム等への移行を進めるとともに、訪問系サービス・通所系サービスの充実により一般家庭での生活を促進します。

2 福祉施設利用者の一般就労への移行

区 分	数 値	備 考
基礎数値	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
実績	0人	平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	2人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

福祉施設から「就労移行支援」を通じ、企業（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）へ就職した人、在宅就労した人、起業した人は平成

20年度に1名あったものの、平成21年度、22年度は0名となっています。国の指針では平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数を、対17年度比で4倍以上としています。現在の移行状況などをみると大幅な増加は難しいと考えられることから、第3期計画では平成26年度に2名の移行を目標とします。

一般就労への移行のための方策

各サービス提供事業者及びハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、雇用受入先一般企業を増やしていきます。

3 美作市独自の数値目標を設定

・ボランティアの養成

区 分	数 値	備 考
基礎数値	0回	平成17年度の養成講座開催数
2期計画の目標値	3回	平成23年度の養成講座開催数
実績	3講座 32回	平成23年度における講座開催見込み数
目標値	3講座 36回	平成26年度における講座開催数

・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

区 分	数 値	備 考
基礎数値	4件	平成17年度末の利用件数
2期計画の目標値	15件	平成23年度末の利用件数
実績	8件	平成23年度末における利用見込件数
目標値	10件	平成26年度末における利用件数

※ 単年度の新規利用件数

・成年後見制度

区 分	数 値	備 考
基礎数値	0件	平成17年度末の利用件数
2期計画の目標値	5件	平成23年度末の利用件数
実績	4件	平成23年12月末における利用件数
目標値	8件	平成26年度末における利用件数

・ 心身障害児通所訓練（理学療法士による心身障がい児・者の機能訓練）

区 分	数 値	備 考
基礎数値	1 1 回	平成 17 年度の実施回数
2 期計画の目標値	2 4 回	平成 23 年度の実施回数
実績	2 2 回	平成 23 年度における実施見込み回数
目標値	2 4 回	平成 26 年度における実施回数

・ 発達支援教室（にこにこ教室）（要観察児と親の相談・子育て支援業務）

区 分	数 値	備 考
基礎数値	5 6 回	平成 23 年度における実施見込み回数
目標値	6 0 回	平成 26 年度における実施回数

Ⅲ 指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

1 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスは、日常生活上の介護や支援が必要な障がいのある人が地域で暮らすために重要なサービスであることから、ホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、必要なサービス量を確保することに努めます。

①居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護や掃除・洗濯等の家事の援助などを行います。

②重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③同行援護（新設）

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出時に必要となる援助を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限される人が外出するときに、ホームヘルパー等が、危険等を回避するために必要な支援や、外出時の移動の補助などを行います。

⑤重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(単位：時間)

区 分	第 2 期 (実績)			第 3 期 (見込み)			備考
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	228 (22)	299 (27)	296 (26)	312 (28)	328 (30)	363 (33)	一ヶ月当 たりの見 込み数量

* ()内の数値は実利用人数、平成 23 年度実績は 9 月の数値、以下同様。

見込み量確保のための方策

2 期計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者の伸びを勘案して利用時間を見込みます。平成 23 年 10 月から始まった同行援護については、移動支援事業における視覚障がい者の利用実績に基づき見込みます。

サービス提供に向けて、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者との調整を行うなど、市内の全地域におけるサービス提供を実施できるよう、多様な事業者の参入を推進します。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を提供します。

①生活介護

常に介護が必要な人に、主に昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

第 2 期計画では生活介護以外の日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型など）のニーズを勘案し、見込み量を定めましたが、通所利用者が見込みを大幅に上回ったため高い達成率となりました。第 3 期計画では、第 2 期計画の期間中の利用実績を基に、旧体系のサービスからの移行者や他のサービスへの移行者数を勘案し、見込量を定めました。

(単位：*人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
847 (45)	1,405 (67)	1,828 (92)	1,900 (95)	1,860 (93)	1,820 (91)	一ヶ月当たりの見込み数量

* 「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

第2期計画期間中の利用は見込みを下回りましたが、これはサービスの性質上対象者が限られることが原因と思われます。施設入所者の地域生活への移行の目標値を達成できるように、利用の促進に努めます。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
23 (1)	0 (0)	0 (0)	40 (2)	40 (2)	40 (2)	一ヶ月当たりの見込み数量

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

近年の実績によると、ほぼ、第2期計画の見込どおりに推移しています。

施設入所者の地域生活への移行の目標値を達成できるように、第2期計画の数量を基礎として見込量を定めています。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
47 (2)	84 (4)	107 (5)	100 (5)	100 (5)	100 (5)	一ヶ月当たりの見込み数量

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

近年の実績によると、第2期計画の見込量を若干下回っています。

これは、旧体系から同事業への移行が当初の見込を下回っていることが理由と考えられます。また、本事業は一定期間内に就労へとつなげていく目的があるため、事業運営が厳しいことも本サービスを提供する事業所が伸び悩んでいる原因の一つと考えられます。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
156 (9)	111 (5)	180 (11)	240 (12)	260 (13)	280 (14)	一ヶ月当たりの見込み数量

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等で就労が困難な人に、事業所内において、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第2期計画の見込量を大幅に上回っています。これは美作市内に当初の見込以上に事業所が開設されたためです。本事業は全国的にも実績が伸びない傾向がみられますが、美作市としては今後も本サービスの充実を計画していきます。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
379 (17)	593 (26)	557 (26)	594 (27)	616 (28)	660 (30)	一ヶ月当たりの見込み数量

⑥就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労が困難な人や、年齢や体力面で就労が困難な人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、

知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第2期計画の見込量を大幅に上回っています。

これは、美作市内に当初の見込以上に事業所が開設されたことと、旧体系から就労継続支援事業（B型）に移行した事業者が多かったことが理由と考えられます。第3期計画では前期計画の実績を基礎として見込み量を定めています。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
455 (27)	672 (37)	684 (42)	680 (42)	690 (43)	720 (45)	一ヶ月当たりの見込み数量

⑦療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主に昼間医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

児童福祉法の改正により、現在18歳以上の方が利用している児童福祉施設からの移行者が予定されているため、利用者の増加を見込んでいます。

(単位：人分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
0	0	1	8	8	8	一ヶ月当たりの見込み数量

⑧短期入所

自宅で介護をする人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所事業については、利用希望が週末や長期休暇等に偏ることもあり、月により利用実績にばらつきが見られますが、概ね第2期計画の見込みどおり推移しています。一方、近年は1回の利用日数が長くなる傾向がみられ、これらの利用の状況も勘案しつつ、障がいのある人が居宅において介護を受

けられないなど緊急時に対応できることを基本として、第3期計画の見込み量を定めます。

(単位：人日分)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
23 (2)	22 (4)	75 (7)	40 (6)	40 (6)	40 (6)	一ヶ月当たりの見込み数量

見込み量確保のための方策

旧体系から新体系への移行が順調に進み、平成23年度末をもってすべてのサービスが自立支援法のサービスとなる予定です。今後は、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。

また、職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、地域の方々への障がいや障がい者に対する理解の啓発、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への障がい者受け入れに対する啓発などの課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。さらに、公共の調達における福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

(3) 居住系サービス

日中、就労や就労継続支援などの訓練等給付を利用している人や、生活介護などの介護給付を利用している方で夜間や休日に一定の日常生活上の支援を行います。

① 共同生活援助及び共同生活介護

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

市内や近隣市町に新規事業者が開設したことにより、第2期計画の見込量を上回りに推移しています。今後も地域での生活の中核となる施設という位置づけで提供事業者の誘致等を推進します。

(単位：人分)

区 分	第 2 期 (実績)			第 3 期 (見込み)			備 考
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
共同生活援助 共同生活介護	23	26	38	46	47	48	一ヶ月当 たりの見 込み数量

②施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

新体系への移行が順調に進み、平成 23 年度末にはすべての事業所が新体系へ移行します。実績は、共同生活援助及び共同生活介護施設への移行などの要因で第 2 期計画の見込みを下回り推移しています。

第 3 期計画では、24 年度に旧体系からの移行による増分を見込みますが、その後は地域移行を推進し、平成 26 年度末の施設入所者数を 61 人とすることを目標とします。

(単位：人分)

第 2 期 (実績)			第 3 期 (見込み)			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
36	40	62	66	64	61	一ヶ月当たりの見 込み数量

見込み量確保のための方策

地域移行を推進する上で、また、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに対応するため、住居基盤の確保が引き続き課題となります。共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の整備について医療機関、医療法人、社会福祉法人、非営利活動法人など関係機関へ協力を呼びかけます。

(4) 指定相談支援

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社

会生活を営むことができるよう、様々なサービスを適切に組合せ計画的に利用できるよう支援します。第2期計画期間中での利用はありませんでしたが、自立支援法の改正に伴い、平成24年4月以降は次の3つのサービスに再編され利用が増えることが見込まれます。

①計画相談支援

計画相談支援については、支給決定プロセスの見直しにより、支給決定の参考資料としてサービス等利用計画の作成が求められることになりました。今後3年間に段階的に対象者を広げていく予定です。

②地域移行支援（新設）

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障害のある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

③地域定着支援（新設）

施設や病院からの退所・退院する人、家族との同居から一人暮らしに移行するなど地域定着が必要と思われる人に対して、連絡体制を確保し緊急の事態等に相談や便宜を図るサービスです。

（単位：人分／月）

区 分	第2期（実績）			第3期（見込み）			備考
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
指定相談支援	0	0	0				一ヶ月当たりの見込み数量 (平均)
計画相談支援				35	61	89	
地域移行支援				4	4	4	
地域定着支援				14	15	16	

見込み量確保のための方策

支給決定のプロセスの見直しにより、平成24年度から、課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントの手法によるサービス利用計画の作成が求められることとなりました。段階的に対象者を広げ、平成26年度までにサービスを受けるすべての人が計画相談支援を利用できるよう、県・事業所と連携し相談支援専門員研修への参加を促し、提供事業者の参入に努めます。

IV 指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等

福祉サービスの担い手となる人材の養成については、責任者及び専門職員の養成のみならず、障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。また、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠となります。

事業者に対し、県が実施するサービス管理責任者や居宅介護従事者、相談支援従事者の養成講座などへの積極的な参加を促し、人材の確保を促進します。

また、現在、市で行っている各種の研修会や講座について、福祉制度の改正内容に注視しながら、より効果的なものになるよう調査、検討を行います。

V 美作市地域生活支援事業の実施に関する事項

地域支援事業は次のとおり実施することを見込み、今後、施行の実情等を踏まえながら新たなニーズ等への対応等も含め柔軟に対応していきます。

(1) 実施する事業の内容

ア) 相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、日常生活自立支援等のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援をします。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1,171	1,013	1,100	1,200	1,250	1,300	年間の件数

※ 平成23年度は実績見込、以下同じ

イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
7	13	14	18	18	18	一ヶ月を1件とす
(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	る年間の件数

ウ) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めます。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
579	632	650	680	680	680	年間の件数

エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。視覚障がいのある人については同行援護への移行が見込まれます。

(単位：時間)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1,704	2,369	2,560	2,600	2,700	2,800	年間の時間数

オ) 地域活動支援センター機能強化事業

本事業は、障がいのある人が通所することにより、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センター（なごみ）や小規模作業所（むぎの会）の機能を更に充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

(単位：箇所数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
2	2	2	2	2	3	なごみ＝Ⅰ型 むぎの会＝Ⅲ型 基礎的部分を含む

カ) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援する為、訪問により居宅において入

浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
48	12	0	45	45	45	年間の件数
(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	

キ) 更生訓練費・施設入所者就職支度金事業

① 更生訓練費給付事業

職能訓練などの訓練をうけるために必要な文房具、参考書を買うための費用として支給し、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

(単位：人数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
2	1	0	2	2	2	

② 施設入所者就職支度金給付事業

身体障がい者更生援護施設に入所・通所し、就職することにより自立する者に対して就職や自営について必要な生活用品の購入費として金品を支給し、もって社会復帰の促進を図ります。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
0	0	0	1	1	1	年間の件数

ク) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に関する費用の一部を助成します。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
4	2	4	5	5	5	年間の件数

ケ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援（放課後等デイサービス等）への移行が見込まれることから、実績を基に下方修正のうえ本サービスの見込量を定めます。

(単位：日数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
404 (18)	508 (25)	680 (25)	600 (20)	600 (20)	600 (20)	年間の利用日数

コ) 生活サポート事業

介護給付費決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

本サービスが障がい福祉サービスの居宅介護サービスの利用決定までの一時的なサービスとの位置づけのため、年度によりばらつきが見られることから平成23年度の実績を基に見込み量を定めます。

(単位：時間)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
466 (6)	200 (7)	35 (1)	50 (2)	50 (2)	50 (2)	年間の利用時間

サ) 盲導犬飼育費助成事業

盲導犬を飼育するために必要な餌代等の一部を補助します。

(単位：件数)

第2期（実績）			第3期（見込み）			備 考
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
12	12	24	24	24	36	1ヶ月を1件とする
(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(3)	

VI 美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

美作市障がい福祉計画は、3年を1期として作成することから、次期美作市障がい福祉計画については、第3期障がい福祉計画に係る必要な見直しを平成26年度末までに行ったうえで作成することとします。

なお、平成25年度に、自立支援法に代わる新たな制度の制定に向け、国において協議が進められていることから、今後の動向に注視しながら、期間中であっても必要に応じて改訂又は新計画の策定を行います。

VII 美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

勝英地域自立支援協議会等において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況を点検・評価し、この結果に基づいて所定の対策を実施します。